

「新たな地方分権改革の推進に関する方針」概要

第1章 新たな方針の策定に当たって (P.2～)

<策定の背景>

- 平成22年度に策定した「地方分権の推進に関する方針」により、真の分権型社会の実現に向けた基本的な考え方を取りまとめ、本市の目指す都市像を明らかにし、着実に取組を推進してきたところ、**社会経済環境の変化により、様々な課題や行政ニーズが発生**
- 国の委員会勧告方式で進められてきた地方分権改革において、**H26年度から地方が主体となり提案を行う「提案募集方式」等が導入され、新たなステージへ**
- これらのことから、職員一人ひとりが、**前例に捉われずに課題を解決する手法として地方分権改革を意識し、社会環境の変化に対応した取組を行うための方向性を示すことが必要**

<目的>

- これまでの取組を振り返りながら、**特別自治市制度の創設に向けた考え方と職員一人ひとりが市民目線で課題意識を持ち取り組むべき方向性を示すことにより、本市の地方分権改革の取組を着実に推進**
- 市民に地方分権改革のメリットや本市が目指す特別自治市制度創設をはじめとする各取組の意義について、わかりやすく周知を行い、**関心を喚起し、理解を深める。**

<位置付け>

- 平成22年策定「地方分権の推進に関する方針」の基本的な考え方を継承し、**前例に捉われない市民目線の課題解決手法としての地方分権改革の取組について、発展させたものとしている。**

第2章 地方分権改革の沿革 (P.6～)

<第1次地方分権改革(H5.6月～H11.7月)>

- 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成
- 条例による事務処理特例制度の創設 等

<第2次地方分権改革(H18.12月～)>

- 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し) 等

<本市の取組実績>

- 地方分権一括法への迅速・適切な対応による市民サービスの向上
- 区市町村間で権限移譲等について協議する場である「**県・市町村間行財政システム改革推進協議会**」等を通じ、地方自治法に基づく条例による事務処理の特例を活用し、県から事務・権限の移譲を実現(例)

- ハローワークが行う無料職業紹介業務と地方が行う福祉等の業務のワンストップでの実施
- 「川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」の制定
- 認定こども園(「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」)の認定権限等
- 県費負担教職員の給与等の負担並びに市町村立小中学校等の学級編成基準及び教職員定数の決定 等

第3章 本市が目指す地方分権改革の基本方向 (P.13～)

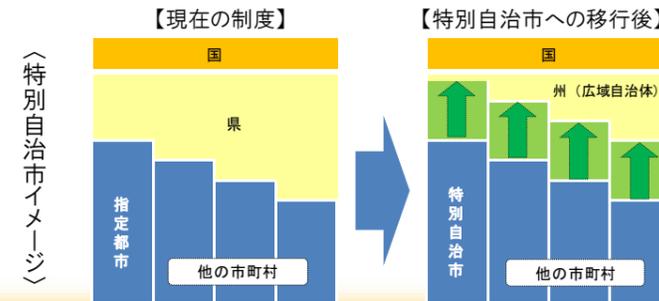
国に対するアプローチ ～大都市制度の早期実現～

基本方向1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進

- 大都市特有の都市的課題の解決を図るためには、自主的・自立的な行財政運営のもと、的確・柔軟に対応していく必要があり、特別自治市制度の創設が必要
- 引き続き、制度創設に向けて、他の指定都市と連携しながら国に働きかけるなど、制度実現に向けた機運を高める。

<本市における特別自治市制度の考え方>

- (1)事務・権限等の範囲
現在、県が行っている指定都市の市域におけるほぼ全ての事務・権限等(警察の事務権限など、広域自治体が担うべき真に広域的なもの除く。)
- (2)税財政制度の仕組み
区域内から生ずる現行の各種県税を、市税と合わせ、一元的に賦課徴収
- (3)特別自治市制度の効果
指定都市が直面する課題への対応がより効率的・効果的に可能となり、市民に効果をもたらす、圏域や日本の持続的発展にも寄与



庁内におけるアプローチ ～市民目線の課題解決手法としての地方分権改革～

基本方向2 国の動向を踏まえた権限移譲等の推進

- 個性を活かし自立した地方をつくる手法である「提案募集方式」を最大限活用し、権限移譲及び義務付け・枠付けの見直しを推進することにより、市民サービスを向上
- <権限移譲、義務付け・枠付けの見直しに向けた提案事項の掘り起こし>
- (1)職員一人ひとりによる日常業務の振り返り
 - (2)庁内の改善取組や市民の声等の活用
(庁内における既存のボトムアップの取組との連携、広報・広聴の取組との連携、各団体からの声の活用)
 - (3)提案の共同化に向けた他都市との連携等

基本方向3 県との協議に基づく権限移譲の推進

- 国による見直しがされない中で、県との協議により、事務処理の特例として実現が可能となるなど、地域課題に迅速に対応する上で、重要な取組
- 引き続き、県内他都市とも連携しながら、「**県・市町村間行財政システム改革推進協議会**」等を通じて事務処理の特例を活用することなどにより、地方分権改革を推進

基本方向4 自治体間の連携の推進

- 限られた人的・物的資源で持続可能な行政サービスを提供していくため、自治体間の調整・連携による相互補完は、様々な課題解決に向けた有効な手段のひとつ
 - これまでの取組で培ってきた知恵と力を最大限活用しながら、今後も次の観点から自治体間連携の取組を推進
- (1)共通する課題等への対応に向けた連携
 - (2)地域資源等を活用した相互補完による連携
 - (3)公共施設等の有効利用に向けた連携
 - (4)緊急時における連携

<権限に見合う税財源の確保>

- 国と地方の役割分担の見直しに伴う税配分の是正**
事務・権限の移譲が進む中で、それらに見合う**自主財源の確保が可能な税財政制度の構築が必要**
- 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化**
インフラ施設の老朽化による適切な維持管理のための財源確保など、**更なる財政需要に対応する大都市税源の拡充強化が必要**

<大都市特例税制の創設>

- 市が県に代わって行っている事務については、**人件費を含む所要額全額**について 税制上の措置がされるよう、**県から市への税源移譲により「大都市特例税制」を創設することが必要**

第4章 地方分権改革の推進に当たって (P.31～)

(1)庁内における分権意識の醸成

- 「川崎市地方分権推進会議」等の庁内会議の活用により、情報共有を図り、地方分権改革に対する組織的な参加意識を醸成

(2)ボトムアップの土壌づくり

- 職員一人ひとりを対象としたわかりやすい適時・適切な情報提供と研修の実施等による庁内における地方分権への関心の喚起
- 様々な業務改善の取組との連携による、ボトムアップがなされやすい土壌づくり

(3)他都市等との連携

- 指定都市相互の連携により、九都県市首脳会議や四首長懇談会などの発信力の高い首脳会議を活用し、国に提案・要請
- より豊かで効果的な行政サービスの展開に向けた近隣自治体等との連携による共通課題の解決

(4)市民等との情報共有

- ホームページ等を通じて他都市や国の取組、動向等も含め市民に発信、周知を図ることにより、地方分権改革に係る関心を喚起し、理解を深め、意識を共有
- 市内各種団体からの声も参考にしながら、各取組を推進

地方分権改革による
市民目線のまちづくりの実現